

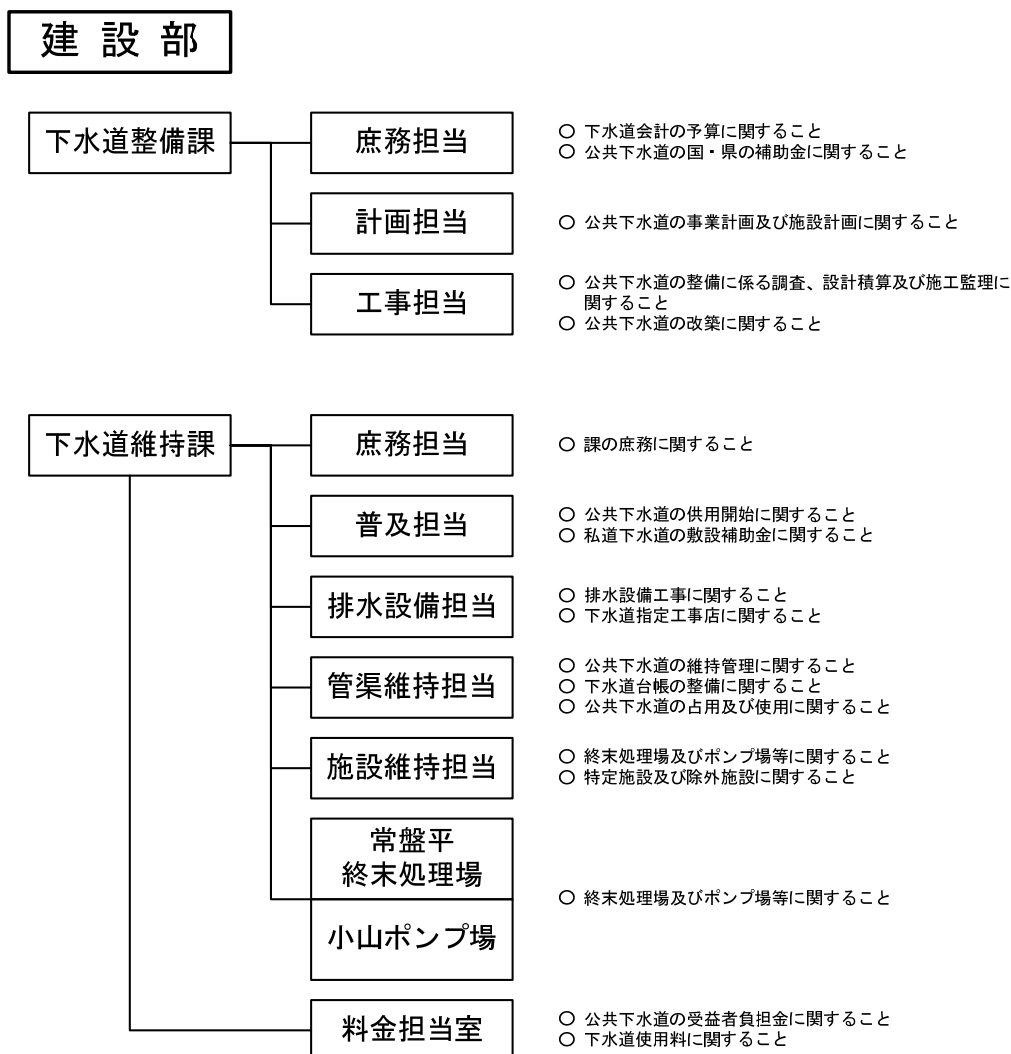
## 4 効率化・経営健全化の取組

### 4.1 組織、人材、定員、給与に関する事項

#### (1) 組織の状況

本市の下水道関連部署としては、建設部内に下水道整備課と下水道維持課があります（下図参照）。現在、本市下水道事業に対して地方公営企業法の適用を検討していますが、当面は財務規程のみを適用し、組織は現在の市長部局のままの予定です。

なお、将来的には組織に関する事項を含めた地方公営企業法の全部を適用する可能性もあり、その際には水道部との組織統合を検討していくことになります。



## (2) 人材育成に関する取り組み

下水道を取り巻く環境は変化してきており、下水道事業に従事する職員は専門的知識・技術の習得はもちろん、環境の変化への対応が求められます。本市では、以下の取り組みを通じて人材の育成に努めていきます。

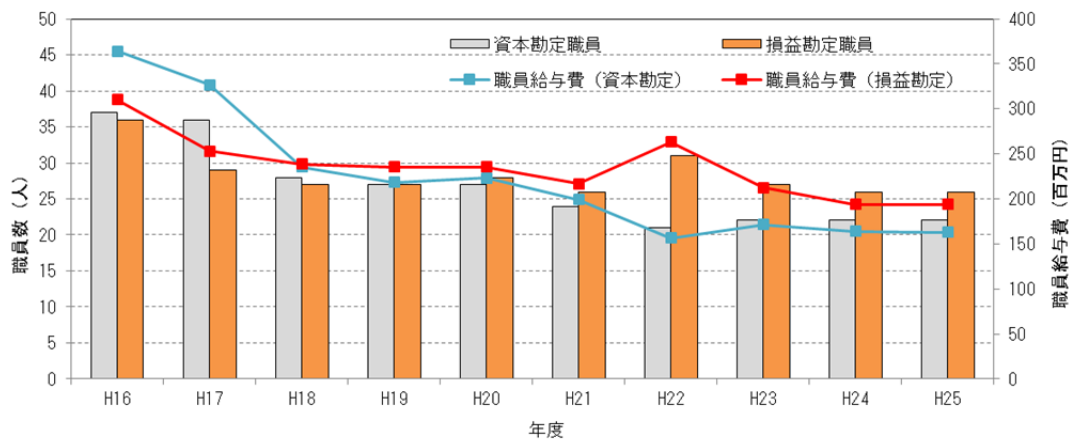
- ・OJT（On Job Training：日常業務を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組み等を訓練していくこと）
- ・暗黙知の形式知化による技術継承（経験や勘に基づく知識＝暗黙知をマニュアル化する等して技術の継承を図ること）
- ・日本下水道事業団の研修への参加

## (3) 職員定数及び職員給与に関する取り組み

本市では、これまで維持管理業務の委託など継続的な取り組みにより適正な定員管理に関する取り組みを実施してきています。その結果、平成 25 年度時点の下水道事業会計の職員は 48 人で平成 16 年度の 73 人に比べて 34%の減少となっています。

今後も市全体の組織運営を踏まえ、適正な定員管理を実施していきます。

職員定数	48 人
職種別職員定数	損益勘定職員：26 人、資本勘定職員：22 人
職員定数の推移	下図のとおり
職員給与の推移	下図のとおり



項目	単位	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
損益勘定職員 10表	人	36	29	27	27	28	26	31	27	26	26
内訳 10表	管渠部門	人	7	7	5	5	5	5	6	3	4
	ポンプ場部門	人	1	1	1	1	1	1	2	2	1
	処理場部門	人	7	1	1	2	2	2	3	2	1
	その他部門	人	21	20	20	19	20	18	20	20	19
資本勘定職員部門 10表	人	37	36	28	27	27	24	21	22	22	22
合計	人	73	65	55	54	55	50	52	49	48	48
職員給与費 (損益勘定) 26表	百万円	310	253	239	236	236	217	263	213	194	194
職員給与費 (資本勘定) 26表	百万円	364	327	236	218	223	199	156	171	164	163
参考 職員 1 人当たりの給与費	千円/人	9,231	8,922	8,623	8,406	8,342	8,311	8,074	7,842	7,464	7,432

#### (4) その他

退職管理の一環として、地方公営企業法の適用時に退職金について検討し、一般会計と下水道会計の負担を明確にします。

## 4.2 広域化に関する事項

---

本市の下水道は、当初は単独公共下水道として整備されてきましたが、県が整備する流域下水道の供用開始を受け、昭和 60 年から順次流域下水道へ接続しています。

現在でも一部の下水は金ヶ作終末処理場で処理していますが、当処理場は供用開始から 50 年以上経過しており、施設の老朽化が顕在化してきています。

今後、流域下水道幹線の整備にあわせて順次流域下水道へ接続していく予定であり、最終的には金ヶ作処理区で処理している下水は全て江戸川左岸流域下水道の処理場にて処理されることとなっています。

## 4.3 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

---

国土交通省は、下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫をいかし、事業の効率化を進めるため「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」及び「下水処理場等における包括的民間委託の事例について」を通知し、性能発注方式を基本とした包括的民間委託を推進しています。

包括的民間委託等について、他都市の動向を調査するとともに、本市への適用可能性について検討します。

## 4.4 その他の経営基盤の強化に関する事項

---

経営基盤の強化には、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うために、公営企業が自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となります。

本市では、下水道事業の運営の効率化と経営の健全化、市民に対する説明責任向上のために平成 25 年度に地方公営企業法の適用（公営企業会計の導入）について、基礎調査を実施しています。検討結果の概要は、以下のとおりです。

- ・平成 30 年度（平成 27～29 年度を準備期間）に地方公営企業法適用を予定しています。
- ・当面は財政状況の明確化を主眼とし、適用範囲は財務規程のみを予定しています。

## 4.5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

---

---

松戸市の下水道事業では、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（平成19年法律第94号）に基づき、健全化判断比率等を公表していますが、平成19～25年度において資金不足は生じていません。

## 4.6 資金管理・調達に関する事項

---

---

投資にあたっては、投資・財政計画に示すとおり、必要な投資と財源を検討していくこととなりますが、今後の資金調達時には以下の事項に留意します。

- ・資金調達にあたっては、民間金融機関を含めた金利の動向を調査します。
- ・建設事業のための起債発行額が将来の経営に与える影響を把握し、経営状況の悪化が見込まれる場合には新規の起債発行額を抑制を検討します。

## 4.7 情報公開に関する事項

---

---

### (1) 公表方法

必要な情報は、市ホームページにおいて公表します。

### (2) 公表内容

公表する内容は、以下の項目とします。

- ・財政の状況（下水道事業における収支状況）
- ・一般会計からの繰入金の状況
- ・企業債残高（これまでの借入金の残高）
- ・経費回収率（下水道使用料で必要な経費をどれだけ賄えているか）

## 4.8 その他重点事項

---

---

下水道施設は、住民の日常生活に欠かすことができない重要なインフラであるため、災害に対する防災・減災等の対策が必要です。具体的には、近年増加傾向にある局所的集中豪雨（ゲリラ豪雨）や東日本大震災をはじめとする震災への対策が挙げられます。

本市では、「安全安心で快適な都市環境の創出」を目標に、下水道施設の浸水対策・地震対策を実施しています。